

いわき市議会タブレット端末等使用ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、いわき市議会の本会議、委員会その他の会議（以下「会議」という。）におけるタブレット端末等の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 このガイドラインにおいて「タブレット端末等」とは、議会運営の効率化及び議会改革の推進を目的として、ペーパーレスによるICT会議システムを使用するため、いわき市議会議員及び議長が指定する議会事務局職員（以下「使用者」という。）が使用するタブレット端末及びノート型パソコンをいう。

(タブレット端末等の管理)

第3条 使用者は、タブレット端末等を善良な管理者として適切に管理するものとする。

- 2 使用者は、会議にはタブレット端末等を必ず持参するものとする。
- 3 使用者は、タブレット端末等を他人に貸与し、または譲渡してはならない。
- 4 使用者は、タブレット端末等の使用権限がなくなったときは、速やかに使用者固有のデータを削除し、タブレット端末等を返却しなければならない。

(タブレット端末等の使用制限)

第4条 使用者は、タブレット端末等のロック解除に必要なパスワード（暗証番号等）を設定し、厳重に管理しなければならない。

- 2 使用者は、アプリケーションソフトの追加（導入）を行う場合は、自らの責任において行うものとする。この場合において、追加（導入）したアプリケーションソフトの影響により、通信システムの動作に不具合が生じないようにしなければならない。

3 使用者は、タブレット端末等（ソフトを含む。）の改造及び交換を行ってはならない。

4 使用者は、タブレット端末等により得られた情報のうち、個人情報その他市議会及び市において公開されていない情報を開示してはならない。

（遵守事項）

第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 情報の受発信は、使用者の責任において行うこと。
- (2) データの正確性を保持し、データ等の紛失、毀損等の防止に努めること。
- (3) 市議会及び市の情報システムの保全措置に従い、誠実に対処すること。

（会議中の禁止事項）

第6条 使用者は、会議中のタブレット端末等の使用にあたっては、次に掲げる事項を禁止するものとする。

- (1) 音声や操作音を発するなど、会議の運営上支障となる行為を行うこと。
- (2) 許可なく会議の写真、映像等の撮影、録音を行うこと。
- (3) 審議（査）又は審議（査）中の情報を外部へ発信すること。
- (4) 議事運営に関係のないウェブサイトの閲覧、動画の視聴及びソフトウェアを使用すること。
- (5) SNS及びメールを送信すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、目的外の使用を行うこと。

（事故等のあった場合の責任と対応措置）

第7条 使用者は、タブレット端末等の盗難・紛失等の事故が生じた場合は、直ちに議会事務局等に報告しなければならない。

2 タブレット端末等の盗難及び紛失による個人情報の漏えい等の事故の責任は、当該使用者個人において誠実に対応するものとする。

3 使用者は、タブレット端末等を損傷し、または紛失した場合は、当該使用者がその修理等に係る経費を負担するものとする。ただし、使用者の責めに帰す

ることができない事由によることが明らかなきときは、この限りでない。

(その他)

第8条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は議長が決定するものとする。

附 則

このガイドラインは、令和8年〇月〇日から施行する。